

『ガン対策について』研究会を開催!



中川准教授(写真左)と
意見交換をする
横浜市議員団

講師を務める中川准教授



公明党横浜市議員団(仁田昌寿団長)は、東京大学医学部付属病院の放射線科准教授(緩和ケア診療部長)の中川恵一氏を講師に招き、ガン対策について研究会を開催しました。

中川准教授は講義の中で、①ガンのメカニズムとして、毎日約5千個のガン細胞が誕生し、それを死滅させるため免疫細胞が攻撃しているものの、生き残ったひとつのガン細胞が10年から20年の長い年月をかけて人体の生死にかかわるまで成長すること、②食文化の欧米化にともない、日本のガンも多様な変化をしていること、③長寿社会になったことで、死亡原因に占めるガンの割合が飛躍的に増えていることに触れ、ガンを防ぐことの重要性を訴えました。

さらに、日本のガン治療は、除去手術が主流であり、放射線・抗ガン剤治療やその併用が有効なケースであっても、適切な治療が行われていないこと、初期のガンは完治率が非常に高いにもかかわらず、ガン検診の受診率の低さが課題であることなどの問題提起があり、活発な意見交換を行いました。

公明党横浜市議員団は、これまでも議会等を通じてガン対策の総合的な取り組みを主張しておりますが、これからもガン検診の受診率の向上策や緩和ケアの充実、放射線治療の人材不足の解消に全力で取り組んでまいります。

横浜市会第2回定例会で、常任・特別委員会の委員が決定しました。
公明党の議員が所属する委員会は下記の通りです。

●特別委員会●					●常任委員会●												
委員会名	大都市	基地対策	生活安全・危機管理・消防・情報化社会	交通問題	委員会名	都市経営・行政運営調整	市民活力推進	教育	健康福祉・子ども青少年	病院経営	環境創造・資源循環						
委員	高橋正治(副委員長) 和田卓生 牧嶋秀昭	加納重雄 源波正保	木村久義 齋藤真二	手塚静江(委員長) 石井睦美 加藤広人	委員	齊藤伸一(副委員長) 石井睦美	木村久義 手塚静江	牧嶋秀昭(副委員長) 齋藤真二	加納重雄(委員長) 大滝正雄	委員	経済観光・港湾	水道・交通					
委員会名	青少年・高齢化社会	開港150周年事業推進	市会運営	委員会名	まちづくり調整・都市整備	安全管理	道路	安全	水道・交通	委員	望月康弘	加藤広人	高橋正治	和泉卓生(委員長)	福島直子	源波正保(副委員長)	仁田昌寿
委員	神原泰子(副委員長) 齊藤伸一	福島直子(副委員長) 大滝正雄	木村久義(副委員長) 高橋正治 齋藤真二	委員	望月康弘	福島直子	和泉卓生	高橋正治	源波正保	委員	望月康弘	加藤広人	高橋正治	和泉卓生	福島直子	源波正保	仁田昌寿

◆温暖化対策や 障害者施策を討議 5大市政策研究会

7月17日・18日、大阪市において「5大市政策研究会」が開催されました。この研究会は、大阪・名古屋・京都・神戸・横浜の5政令市の公明党議員が集い、都市に共通する課題について討議し各市の政策立案に資することを目的として毎年開催されています。

今回、横浜市会からは団長、政務調査会長をはじめ8名が出席。「温暖化対策」と「発達障害者支援」をテーマに活発な意見交換が行われました。

「温暖化対策」では、横浜市脱温暖化行動方針(CO-D300<ノード30>)が紹介されました。「発達障害者支援」では、横浜市から早期発見の仕組みや就労支援の取り組みなどが報告され、活発に意見交換が行われました。

この結果をもとに今後、国に対して政策要望を行うことが確認されました。



◆まちづくり

- ① 廃校した小学校の跡地利用計画 (京都市)
- ② 歴史的建造物を中心とした街づくり (北九州市)
- ③ 河川による憩いの場づくり (北九州市)



◆教育

- ① 市立高校の先進的な専門学科の新設 (京都市)
- ② 学び合いの授業を展開する教育施策 (愛知県・犬山市)
- ③ 学校での省エネ活動による環境教育 (兵庫県・豊岡市)
- ④ 指定管理者による図書館運営 (北九州市)



横浜の施策へ生かせ! 政策立案へ向けて各地で活発に調査活動

◆安心・安全

- ① 新型インフルエンザの水際対策(神戸市)



◆環境

- ① 使用済み食用油を化学的に処理したバイオディーゼル燃料(京都市、羽田空港)
- ② 下水処理の過程で発生するメタンガスを燃料としたバイオ天然ガス(神戸市)



◆児童扶養手当の制度改正についてのお知らせ

母子家庭の暮らしを支援する児童扶養手当は、母親の就業・自立支援への施策に転換し、本年4月以降は手当を受けて5年以上の世帯の支給額が半分削減されることになっていました。しかし、昨年末に一部削減の凍結が決定し、就職されている方や障害をお持ちの方等は、申請することにより引き続き減額されずに手当を受給することができるようになりました。対象者(受給から5年経過)には、横浜市から順次、ご案内が郵送されますのでご確認ください。

お問い合わせ先
区役所サービス課または、
子ども青少年局子ども家庭課
[TEL.671-2393]まで。